

柏崎市男女共同参画基本計画二次評価書（令和4（2022）年度）

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

◆重点目標1：男女共同参画への理解の促進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

【計画指標】

No.1 社会全体として男女が平等であると思う人の割合

参考値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
17.1%	17.7%	30%

No.2 性別による固定的な役割分担の考え方にとらわれない人の割合

参考値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
59.8%	73.5%	80%

No.3 学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合

参考値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
62.0%	57.7%	70%

※計画改定時に実施した令和元(2019)年度市民意識調査の結果数値を基準値とし、前回調査時（平成26年(2014)年度）数値を参考値として掲載

【評価】

A：大いに効果・成果があった

B：効果・成果があった

C：効果・成果が薄かった

D：効果・成果がなかった

【評価コメント】

全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標1「男女共同参画への理解の促進」に対する推進状況としては「効果・成果があった」と評価します。

・令和元（2019）年度の市民意識調査では、学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合が57.7%であるのに対し、社会全体として男女が平等であると思う人の割合は17.7%にとどまっており、男女平等意識の形成は、学校教育の場だけでなく、家庭や地域の中であらゆる年代に対し、引き続き進めていく必要があります。そのため、市民団体と協働した広報紙の発行やセミナーの開催、各種事業などを通じて性別による役割分担意識の解消に努めるなど、男女共同参画の意識を高める活動を継続して実施しました。

・学校現場では、児童生徒への男女平等教育を始め、教職員研修の実施、保護者への情報提供や啓発など、取組については計画的かつ継続的に実施しており、運動会や体育祭の応援団長、生徒会長等、リーダー的役割を担う女子が増えています。

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

◆重点目標2：政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）		
【計画指標】		
No.4 市の審議会等の女性登用率		
基準値（令和元）	現状値（令和4）	目標値（令和7）
32.5%	36.5%	40%
【評価】		
A：大いに効果・成果があった		
B：効果・成果があった		
C：効果・成果が薄かった		
D：効果・成果がなかった		
【評価コメント】		
<p>全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標2「政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大」の推進状況としては「効果・成果があった」と評価します。</p> <p>・審議会等の女性の割合は、36.5%と昨年度から1.8ポイント減という結果になりました。女性委員の退任に当たり、男性委員が選出されたことが要因ですが、推薦団体に女性が不在、又は割合が低いこともあり、各分野における男女共同参画の理解促進及び女性登用は、継続的な課題です。</p> <p>・市の職員は、特定事業主行動計画における目標値である管理的地位にある職員に占める女性割合及び課長代理・係長に占める女性割合の両方が増加し、それぞれ目標値に向かって順調に推移しています。令和3（2021）年度に女性職員を対象に実施したアンケートの結果を踏まえ、職員の意見を反映させた支援を実施しており、登用への不安を軽減させる取組として評価します。</p> <p>・市内の事業所では、コーディネーター派遣事業の活用により女性管理職の登用に対する課題解決の方法を学ぶなど、女性の働きやすい職場環境整備が少しずつ進んでいます。</p>		

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

◆重点目標3：地域における男女共同参画の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）		
【計画評価】		
No.5 コミュニティ推進協議会における女性役員の割合		
基準値（令和元）	現状値（令和4）	目標値（令和7）
24.5%	25.4%	30%
【評価】		
A：大いに効果・成果があった		
B：効果・成果があった		
C：効果・成果が薄かった		
D：効果・成果がなかった		
【評価コメント】		
<p>全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標3「地域における男女共同参画の推進」の推進状況としては、「効果・成果があった」と評価します。</p> <p>・コミュニティ推進協議会における女性役員の割合は、昨年度実績から0.9ポイント増加しました。目標値の30%には届きませんが、協議会の中には、女性役員の割合が40%を超えている会もあり、女性役員を確保するための工夫点などの情報共有を行うことにより、今後の増加が期待できます。</p> <p>・避難所運営には男女共同参画の視点が必要であることから、福祉保健部の専門職員と連携し、要配慮者向けの備蓄品の調達に取り組みました。</p> <p>・地域における男女共同参画を推進するためには、家庭生活において長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識を取り除いていく啓発の取組も重要です。</p>		

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり

◆重点目標4：働く場での男女平等の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

【計画指標】

No.6 職場における男女が平等であると思う人の割合

基準値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
22.3%	30.3%	40%

※計画改定時に実施した令和元(2019)年度市民意識調査の結果数値を基準値とし、前回調査時（平成26年(2014)年度）数値を参考値として掲載

【評価】

A：大いに効果・成果があった

B：効果・成果があった

C：効果・成果が薄かった

D：効果・成果がなかった

【評価コメント】

全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標4「働く場での男女平等の推進」の推進状況としては、「効果・成果があった」と評価します。

・令和元（2019）年度の市民意識調査で不平等があると回答している「賃金、昇給、昇進、昇格などに男女差がある（31.4%）」、「女性は結婚や出産をすると勤め続けにくい雰囲気がある（16.6%）」、「女性を管理職にしない（12.1%）」ことについて、事業主及び事業所全体の意識変革を促し、男女が共に働きやすい職場環境の整備や働きたい女性が働き続けられる環境の整備を行っていかねばなりません。

・男女雇用機会均等法の改正や女性活躍推進法の制定など社会全体の変化を受け、女性の職業生活に関する地位の向上が図られてきていると考えられます。本市においても、事業所に対する各種セミナーや助成制度などの活用促進の取組が、職場における男女が平等であると思う人の割合の増加に寄与していると考えます。

・中小企業等女性活躍推進事業助成金制度の改正は、これまで活用が集中していたハード面の整備だけでなく、ソフト面の環境整備向上を促す取り組みとして評価します。

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり

◆重点目標5：男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）		
【計画指標】		
No.7 ハッピー・パートナー企業への登録数		
基準値（令和元）	現状値（令和4）	目標値（令和7）
50社	57社	80社
No.8 「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合		
基準値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
12.0%	18.2%	30%
No.9 男性の育児休業取得割合		
基準値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
0.4%	7.9%	13%
※計画改定時に実施した令和元(2019)年度市民意識調査の結果数値を基準値とし、前回調査時（平成26年(2014)年度）数値を参考値として掲載		
【評価】		
A：大いに効果・成果があった		
B：効果・成果があった		
C：効果・成果が薄かった		
D：効果・成果がなかった		
【評価コメント】		
<p>全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標5「男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進状況としては「効果・成果があった」と評価します。</p> <p>・男性の育児・介護休業の取得促進については、ワーク・ライフ・バランスの構築に向けた制度の周知や啓発を行うこととあわせて、両立支援に取り組む事業所への支援も行っています。更に、令和4（2022）年度10月に創設された産後パパ育休（出生時育児休業）の取得を促進させるため、本市独自の奨励金制度を創設しました。今後は、制度を利用したい男性がためらうことなく利用できるよう、制度を取得しやすい職場環境整備を啓発していく必要があります。</p> <p>・ハッピー・パートナー企業への登録は毎年少しずつ増加しており、ワーク・ライフ・バランスに対する企業の意識が高まってきていると思われます。登録の意義を理解してもらうことや、登録のメリットを感じてもらえる取組を増やすなど、登録の増加に向けた継続的な取組が必要です。</p> <p>・子育て支援事業の充実にに向けた取り組みとしては、育児支援ヘルパー事業の対象</p>		

者を18歳までを対象として支援を行うなど、幅広い年齢層に対する支援体制が構築されています。また、保育サービスや放課後児童対策の充実により、保護者の就労支援に寄与しました。

・高齢者や介護者を支える体制づくりとしては、孤立しがちな男性介護者等の抱える問題を早期に把握し、地域の関係者も含めて検討したことで、具体的な地域の見守りや介護支援体制の構築につなげることができました。

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

◆重点目標6：配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）

【計画指標】

No.10 精神的DVを知っている人の割合

（怒鳴る、大切にしているものを壊す、無視、誰のおかげで食べられるのかなどと言う、生活費を渡さない、交友関係を監視する、社会活動をさせない、の7項目の平均値）

基準値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
43.6%	53.1%	70%

No.11 DV相談窓口を知っている人の割合

基準値（平成26）	基準値（令和元）	目標値（令和7）
59.3%	72.2%	85%

※計画改定時に実施した令和元(2019)年度市民意識調査の結果数値を基準値とし、前回調査時（平成26年(2014)年度）数値を参考値として掲載

【参考】女性福祉相談件数

相談全数				再掲：DV相談			
実人数		延べ件数		実人数		延べ件数	
令和3	令和4	令和3	令和4	令和3	令和4	令和3	令和4
114	113	556	520	37	33	330	248

【評価】

A：大いに効果・成果があった

B：効果・成果があった

C：効果・成果が薄かった

D：効果・成果がなかった

【評価コメント】

全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標6「配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援」の推進状況としては、「効果・成果があった」と評価します。

・DVに関する意識啓発と理解の促進につながる取組では、社会に出る前の段階である高校生を対象としたデートDV予防啓発講座を継続的に実施しています。加えて、中学生を対象に試行的に実施したことは、様々なことが低年齢化している現状において、束縛や暴力によらない人間関係の構築等について、より早い段階で学ぶことができ、予防に資する取組であると評価します。

・女性福祉相談員による相談件数は、昨年度から36件減少しましたが、そのうち、

DVに関する相談件数が大幅に減少しました。しかし、DV相談窓口を知らないために相談できなかったということがないよう継続した周知が重要であり、今後も様々な方法を用いながら、広く情報が届くよう努めなければなりません。

・安心して相談できる体制の整備としては、女性福祉相談員の配置が大きな役割を担っています。複数の問題を抱える相談事例に対して支援も複雑化していることから、相談員のさらなる資質向上や関係機関との連携強化に向けた取組が必要です。そのため、3年ぶりに開催したDV被害者連絡会では、DV対応の課題や各機関の役割について再確認し、更なる連携強化につなげることができました。

・安全な保護体制の整備と自立支援の充実を目指す取り組みとしては、関係機関と連携し、DV被害者に寄り添った緊急かつ効果的な支援を行ったことで、被害者の生活の安定や安心できる生活の支援につながりました。今後も体制の維持・向上に向けた取組が求められます。

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

◆重点目標7：男女の性の尊重と健康支援

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）		
【計画指標】		
No.1 2 子宮頸がん検診受診率の割合		
基準値（令和元）	現状値（令和4）	目標値（令和7）
24.5%	25.1%	29%
No.1 3 乳がん検診受診率の割合		
基準値（令和元）	現状値（令和4）	目標値（令和7）
30.9%	31.4%	32%
◆目標値(令和7)は、市第二次健康増進計画目標値		
【評価】		
A：大いに効果・成果があった		
B：効果・成果があった		
C：効果・成果が薄かった		
D：効果・成果がなかった		
【評価コメント】		
<p>全ての施策が「効果・成果があった」との評価をされたことから、重点目標7「男女の性の尊重と健康支援」の推進状況としては、「効果・成果があった」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた男女の性への理解の推進としては、学校教育における発達段階に応じた性教育や、市内の高校生に対して男女の性に関する知識を啓発する取組を実施するなど、正しい知識の提供が継続的に行われていることが分かります。 ・妊娠を望む年代においては、不妊に悩む男女への支援として、本市独自の助成事業を実施しており、治療に係る経済的な不安の軽減につなげることができました。 ・ライフステージに応じた健康づくりの支援として、妊娠期・出産期・乳幼児期においては、健診等の場を介して母子の心身の健康に関する正しい知識や情報の提供に努めています。また、パパママセミナーの沐浴実習の回数を増加させたことにより父親の参加者が増加し、子育てに夫婦で関わるという意識の高まりにつなげることができました。 ・自殺予防対策として実施しているゲートキーパー研修は、児童生徒を対象にしてSOSの出し方を学ぶだけでなく、SOSを受け止める立場にある教職員を対象に受け止め方研修を実施したことは、前進した取組であると評価します。 ・働き盛りの青壮年期においては、地域や職域と連携し、健康に関する教育や相談を実施しています。こころと体の健康づくりの取組である事業所向けの「からだスッキリ講座」や「健康づくり宣言事業」への参加を促すことにより、コロナ禍においても積極的に健康づくりに取り組む事業所の増加につなげることができました。 		

・高齢期においては、健康教育や介護予防事業を活用し、地域活動が高齢者自身の介護予防につながることを普及啓発しました。また、高齢者運動サポーターを養成したり、教室の内容を取り組みやすいものにしたことで、高齢者の社会参加の機会を継続的に提供することができました。今後は、参加の少ない男性利用者向けの活動の場の開発が必要です。

外部評価（男女共同参画審議会委員による評価・意見）

基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

◆重点目標8：困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

二次評価（人権啓発・男女共同参画室による評価）		
【計画指標】		
No.14 障害者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人数		
基準値（平成26）	現状値（令和4）	目標値（令和5）
9人	8人	13人
◆目標値(令和5)は、柏崎市第6期障害福祉計画目標値		
【評価】		
A：大いに効果・成果があった		
B：効果・成果があった		
C：効果・成果が薄かった		
D：効果・成果がなかった		
【評価コメント】		
<p>全ての施策が「効果・成果があった」以上の評価をされたことから、重点目標8「困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備」の推進状況としては「効果・成果があった」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の一般就労数は、昨年度より3人増加しましたが8人にとどまりました。新型コロナウイルス感染症の影響により就労訓練の場が制限されたことも要因のひとつになっています。今後は、社会状況の変化を受け、活動の場の拡大に期待が持てます。 ・生活困窮者やひとり親家庭などへの自立支援として実施している学習支援のうち、訪問型を利用した中学3年生全員が希望する高校に進学することができました。学習支援の利用は、支援機関からの紹介が増加していることから、これまで構築してきた関係機関との連携体制が機能している結果と評価します。 ・高齢者への支援としては、認知症サポーター養成講座を市民向けや学校教育機関に拡大して実施したことにより、認知症に対する基礎知識や支援方法等を習得した426人（昨年度実績176人）の認知症サポーターを、幅広い年代において養成することができました。 		
男女共同参画審議会委員による評価・意見		